

議 長	副議長	局 長	次 長	議 事 係 長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 1 0 年 3 月 2 0 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	中畑委員長、見楚谷副委員長、・ 斉藤・佐藤 (幸) ・ 佐々木 (勝) ・ 山吹・花岡 各委員 (鈴木・渡部 (輝) 両委員欠席)		
説 明 員	平野助役、教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、 出納室長、消防長、監査委員・選挙管理委員会・国体準備各事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に佐々木（勝）・花岡両委員を指名。付託案件を一括議題とする。

この際理事者より報告を求める。

「新行政改革の実施状況について」

○ (総務) 濱谷主幹

- ・ 事務職員の公用車運転体制の確立について、４月からの実施に向け、納税・資産税・保護各課でそれぞれ車両を４台購入する。
- ・ 行政手続条例の制定について、関係条例を今議会で議決後７月に施行する予定である。
- ・ 学校用務員の配置基準の見直しについて、現在８クラス以上に２名の配置を１０クラス以上２名とする。これに伴い、文書の搬送等のため３名の職員を総務課に配置して対応する。
- ・ 遊休資産の活用・処分の促進について、高島地区の魚腸骨共同処理施設を初め５件の遊休地を売却したほか、今月中に２件の売却を予定している。
- ・ 組織・機構の見直しについて（資料に基づき説明）
- ・ 次長職の見直しと主幹・主査の配置の見直しについて、新年度より数ポストの削減を予定している。
- ・ 各部庶務の一元化について、新年度より財政部財政課と契約管財課、建築都市部都市デザイン課と都市計画課、住宅課で実施する。
- ・ 情報システム課の体制の見直しについて、国保及び消し込み業務の電算プログラムを民間に委託する。
- ・ 農政課と農業委員会事務局体制の見直しについて、職員の一部併任を新年度より実施する。
- ・ 効果的な行政運営と職員の能力開発について、職員提言制度の見直しを行い新年度より実施する。
- ・ 高度情報通信技術の有効活用について、将来的な活用方針を検討中であるが、当面インターネットを利用した小樽市のホームページを開設し、行政情報等の提供に努める。
- ・ 外国人登録事務のＯＡ化について、新年度に実施する。
- ・ 職員数の削減について、３０名程度を予定している。

○ 委員長

「小樽市総合計画『市民と歩む２１世紀プラン』基本計画について」

○ (企画) 山崎主幹

基本構想に沿って、今後の具体的な施策の進め方やその内容等について、平成１９年までの１０年間の計画としてつくったものである。

○ 委員長

今定例会に付託された案件について報告を求める。

議案第２８号「小樽市行政手続条例案」について

○ (総務) 総務課長

行政手続法に基づき、条例等による処分、行政指導及び届け出に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営におけるなお一層の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、関係条例を改正するものである。

○ 委員長

議案第３０号「小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例及び小樽市旅費条例の一部を改正する条例案」について

○ 職員課長

行政職給料表における係長職の格付の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

○ 委員長

議案第３２号「小樽市税条例の一部を改正する条例案」について

○市民税課長

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税について平成１０年度における特別減税を実施するとともに、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失についての繰越控除等の特例を設けるものである。

○委員長

議案第４５号「後志教育研修センター組合理約の変更に関する協議について」

○(教育)総務課長

後志教育研修センター組合理約の一部を変更する規約について、地方自治法第２９０条の規定に基づき議決を求めるものである。変更の内容としては組合理約員定数を現行の４０名から２０名にする、関係市町村の組合理約員は各市町村１名とし、議員の選出方法・任期についても規定の一部を変更する、組合の執行機関としての組合長や補助機関としての助役・収入役を当て職とする、平成３年４月２日付けの地方自治法の一部改正により、監査委員の条件を変更する、の４点である。

○委員長

請願第９１号「新『ガイドライン』・有事法制化反対の意見書提出方について」、陳情第６８号「小樽港に入港する外国艦船に対する非核証明を求める措置方について」及び第６９号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書提出方について」

○(総務)総務課長

請願第９１号は、安保破棄・諸要求貫徹北海道実行委員会より提出されたが、新ガイドラインは自動参戦体制を可能にする危険なものであり、指針及びそれに基づく有事法制化に反対する意見書の提出を求めるものである。

陳情第６８号は、小樽港に入港する外国艦船に対し非核証明書を提出させるいわゆる「神戸方式」を求めるものであり、小樽原水爆禁止協議会から提出された。当市では昭和５７年に「核兵器廃絶平和都市宣言」がされてから、米国領事館等に対し核兵器搭載の有無について口頭で確認をしてきたが、今後同館とは文書にて照会・回答のやり取りをすることにしており、「神戸方式」とは違う方法で確認したい。

陳情第６９号は、同じく小樽原水爆禁止協議会から提出されたが、核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書の提出を求めるものである。

○委員長

陳情第６７号「『定住外国人の地方参政権』の意見書の見直し方等について」

○(選管)事務局次長

平成７年６月２６日に「定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する意見書提出方」の陳情が提出され、平成７年第２回定例会において、平成７年２月２８日に定住外国人が日本での選挙権を求めた裁判で最高裁判所が「憲法は国内永住者等自治体と密接な関係を持つ外国人に法律で地方選挙権を与えることを禁じているものではない」との初の憲法判断を示したのを受け、立法措置の早期実現を図るよう要望する意見書が平成７年７月１０日に全会一致で可決されたところである。今回の陳情はその意見書は一外国人団体の要望に基づいたものであり、定住外国人の相違によるものではなく、反対意見もあること、また、要望内容には多くの問題点が含まれていること等から、意見書を見直し、外国人のコンセンサスが得られるまで無効とする意見書の提出を求めるものである。

○委員長

これより質疑に入る。

○花岡委員

行政改革について

代表質問において行革の財政効果として4年間で54億円との答弁があったが、内訳を示せ。

○(総務)濱谷主幹

5つの項目に分けると、職員数の削減等が19億2千万円、市税・国保料等の収納率向上対策は14億円、使用料・手数料の見直しは14億6千万円、遊休資産の処分については5億円、施設の管理経費やその他として3千万円でありトータルで53億1千万円程度となっている。

○花岡委員

今年度で約30名の職員を削減するとのことであるが、パート化、あるいは臨時職員化するのは何名か。

○総務部次長

実施計画では4年間で5%の削減となっているので、機械的に試算して年間30名としている。実際に実施してみなければ分からないが、嘱託化3～4名、一部委託化10名前後という目安で試算している。

○花岡委員

市税・国保料収納率向上で14億円というが大変な金額である。具体的にどのような形で収納率の向上を考えているのか。

○総務部次長

市税は全国平均、国保料は93%の収納率が目標であるが、4年間での実現は非常に困難ということであり、実施計画を作る段階で試算したのは、市税については毎年0.5%の向上、国保料については昨年度の90.77%を92%まで向上させるということで毎年0.31%程度の向上を目安に機械的に試算して出したものである。また、財政効果の算出方法について、例えば初年度に実施したものはその後4年間、翌年度であれば3年間の財政効果があるものとして累積して試算したものである。

○花岡委員

この不況により、国保料や市税収納率の低下が想定される中で、収納率を向上させるとなると市民は相当の取り立てを受けることになるのではないか。

○財政部長

数字的には確かに厳しいが、全道10万都市の平成8年度決算時の平均市税収納率は92.7%であり、必ずしも無理な数字ではなく、むしろこれまでが低すぎたと言えると思う。また、税負担の公平性の観点からもさまざまな努力をしてきている中で、昨年の秋と1月にも管理職も含め、市民に納税意識を持ってもらえるような形で収納率向上を図ると共に、市の職員に対しても税の重みを教えてきた。また、その他の工夫として、納税課と資産税課において職員自ら公用車を運転できるようにすることで機動力を強化し、税の目的を理解してもらいながら、全道平均並みの収納率を実現していきたいと考えている。

○花岡委員

市民の経済状況や生活実態を抜きにして全道の平均に近付けようという考えは間違いである。小樽市の市税や国保料の伸びは全道と比べても低いのは事実である。そのような実態を捉えた上で進めてほしいがどうか。

○財政部長

特別に高い税率を収入の少ない人にかけている訳ではなく、一定のルールの中で進めているのでご理解願いたい。

○花岡委員

小樽市の収納率がずっと低いのはそのような実態にあるからではないかと言っている。

○財政部長

実態については、これまで納税課等でも苦労しながら確認しているところであるが、例えば納められない人には減免制度もあり、無理やり徴収しようというものではないのでご理解願いたい。

○花岡委員

使用料・手数料の見直しについて14億6千万円の財政効果と言うが、その内訳を示せ。

○(総務)濱谷主幹

項目としては産業廃棄物処分手数料が昨年10月に改定となり、し尿処理手数料が平成11年に見直す予定である。また、平成9年度に下水道使用料が改定されており、この分も含めて試算している。

○花岡委員

遊休資産の処分について、財政効果を5億円と試算しているようであるが、現在処分済の5件の他、どこかの処分を想定しているのか。

○(総務)濱谷主幹

昨年売却したのは、塩谷1丁目宅地、東雲町の貸付地、小樽病院公宅跡地、魚腸骨共同処理施設の土地及び建物、赤岩1丁目の貸付地の計5件である。また、今議会で審議される港湾施設用地1件を予定している。今後さらに遊休資産が出てくると思うのでそれらも見込んで試算したものである。

○花岡委員

行政手続条例について

具体的な実例を示せ。

○(総務)総務課長

従来、処分された後の部分は行政不服審査法が適用される形で整理されているが、実際の申請や不利益処分を受ける場合、特に国や道の許認可権の関係の審査基準等が不明確ということで行政手続法が国を中心に議論され、すでにスタートしている。

大きく分けると3点からなっている。

申請に対する処分について、例えば、市の施設を使いたい場合、申請してから何日で決定通知が来る、決定の判断基準はどのようなものか等を明らかにするものであり、具体的には審査基準、処分に関する日程等を窓口に備えて公表するものである。

不利益処分について、従来では処分の事実が発生した場合すぐに処分したが、資格や地位のはく奪等を行政側が一方的な形で進めるのは問題であるということで、内部の処分基準を明確にし、処分前に弁明の機会を与えた上で処分するようにしたものである。

行政指導として、従来から口頭による指導等を行っているが、指導に従わないからといって処罰や不利益取り扱いをしてはいけない旨を定めるものである。また、要求があれば文書によって指導の内容等を明らかにするものである。

○花岡委員

例えば、高層ビルやマンションの建設等、住民が反対しても建築審査会で2週間以内に決定しなければならないということで許可されてしまうこともある。今後住民が反対運動等をして、何日までに結論を出さなければならないという基準が示されることで逆に住民の意図しない方向にいったしまうような危険性はないのか。

○(総務)総務課長

法的な部分は従来どおり法に従って進めることになる。決定する段階での行政指導も住民とトラブルにならない形で従来どおり行うが、これを守らないから不利益を与えるということはやめるというものである。

○花岡委員

行政の専門家も行政手続法は申請前の部分が抜けており、住民が行政にかかわっていかなければ住民と行政の意識の違いはなくなると指摘している。申請後でなければ意見を言えないというところに同法の限界を感じるがどうか。

○(総務)総務課長

さまざまな形で相談を受けたり市民の要望や意見を聞いたりという事前調整はこれまでも行っているが、それらはそれぞれ個別の対応になるものと考えている。

○花岡委員

行政手続法の精神を本当に生かすとするならば、例えば錢函のラルズ出店についても住民の知らない内に話が進んでしまうようなことのないようにすべきである。開発やまちづくりについて、行政は事前に住民の意見を聞くような姿勢でなければ法の精神は生かせないと思う。我々としても、行政手続法は不十分ではあるものの、ないよりはあったほうがいいと思っているが、住民の思いを今後どうくみ取るかが問われると思う。

後志教育研修センター組合について

組合議員を40名から20名にするとのことであるが、同組合の目的と設立当時の経過及び現状を示せ。

○(学教)総務課長

昭和50年設立当時の議会では、かなりの会派から反対があったのは承知している。同組合は、後志管内の市町村が共同して教育に関する研修並びに調査研究の実施、施設の共同管理を目的としている。現在もこの目的に沿った研修と調査研究、施設の共同管理を行っている。

○花岡委員

この研修センターは倶知安町が建てた後、その維持管理の負担を各市町村に振り分けたものである。

また、活動の中身も結局は今の教育方針を徹底させるというものであると思うがどうか。

○(学教)指導室長

同センターは確かに教育研究を主たる目的としているが、それだけではなく、今日的な教育課題を踏まえ、小樽や後志の教職員を対象とした36の講座を設定している。その内訳としては、学校経営に関する講座、実務・実技に関する研修講座、各教科における研修講座、社会教育関係の研修講座、幼児教育に関する研修講座等であり、ほぼ教育の全領域にわたり実践的な研修が行われており、定着しているとのことである。

○花岡委員

これに対する道からの補助はあるのか。

○(学教)指導室長

教職員が参加する場合、旅費については道費で賄っている。

○(学教)総務課長

施設への補助金は少額ではあるが道支出金という形で歳入に入っている。

○花岡委員

今言ったような趣旨のことをするのであれば本来道が運営すべきであり、市町村に支出を求めたり、40名もの組合議員を招集する必要はないのではないかと。また、ほとんどの市町村で首長が参加しているが、年に1回の会議で何を議論しているのか疑問である。そのような意味で、この研修センターそのものは必要ないと思うがどうか。

○教育長

一部事務組合による研修センターの設立は全道的にも事例が多い。目的である調査研究については、例えば今回の中央教育審議会の答申を何年間かの計画に分け、北海道立教育研究所が中心となって、各地方の教育研究所と連携して実施することになっている。小樽市にとっても、後志教育研修センターは、教職員の研修等で重要な役割を担っていると考えている。

○花岡委員

平成9年度の研修センターの事業計画として講座や研修が挙げられている。教職員が勉強することは確かに重要であると思うが、それであれば小樽でその施設の充実を図るべきであり、後志教育研修センターの組織そのものの必要性はないと考えている。現在これだけ教育環境が整ってきているのだから、小樽市の教育研究所を充実させて

いくべきと思うがどうか。

○教育長

小樽市の教育研究所は不適應生徒への対応も含め調査研究を行っており、また、講座を設け、講師を招き教職員に参加を呼びかけて日常的に研修をするようになっている。それに対し後志教育研修センターにおいては、小樽市の教職員は指導的な役割を果たしており、講師として派遣される場合が多い。そのような意味で小樽市の参加が20市町村を支えているので、今後も続けていく必要があると考えている。

○花岡委員

日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）について

市長は今までのガイドラインとほとんど変わらないと言っているが、非常に認識が甘いように思う。従来のガイドラインと新ガイドラインの大きな違いは何だと考えているか。

○（総務）総務課長

市長も変わっていないとは言っていない。見直しについては日本とアジア、太平洋地域における安定に向けた効果的な日米防衛協力関係を構築するために改めて策定したものと認識していると答えている。

○花岡委員

外国でこの新ガイドラインは戦争マニュアルと言われている。後方支援や日米双方の戦争時の協力マニュアルも決められており、市長が言うよりもっと踏み込んだ内容であると思うがどうか。

○総務部長

直接携わっていないので新聞等を参考にして考えているが、判断は難しくここで簡単に答えられる問題ではない。

○花岡委員

市長は港湾管理者としての立場には触れているが、市民の命を守る市長としての観点に欠けているではないか。新ガイドラインは地域住民を巻き込むものであり、住民に与える影響についてもっと考えるべきではないのか。

○総務部長

当然我々も地域住民の安全を守るという立場にあると認識しているが、国の全ての行為は憲法の範囲内となっている。

○花岡委員

例えば、今後日本は直接攻撃を受けなくても出動することになるが、周辺事態の判断は日本ではなく米国がすることになっている。また、日米の会合が行われ、共同の戦争計画をつくる方向になっており、憲法の範囲内ではないのは明らかであると思うがどうか。

○（総務）総務課長

考え方は主張として受け止めたい。

○花岡委員

今回のガイドラインでは、民間や地方公共団体を巻き込んだの動員を想定しているが、それについてどう考えるか。

○（総務）総務課長

後方支援の中で項目として想定されているが、それが戦争に地域を巻き込むものかどうかは見解の相違であると考えている。

○花岡委員

後方支援というのは、国際法上でも攻撃の対象になる地域として指定されていることは知っているか。

○（総務）総務課長

国際法に関し詳しい知識を持っていないので承知していない。

○花岡委員

後方支援は昔の言葉で「兵たん」であり、戦争行為そのものである。今後、それぞれの市町村が独自に港湾管理者として判断することができなくなってしまうと思うがどうか。

○総務部長

今後どのように法整備がされるかという状況を見なければ判断できないと考えている。

また、周辺事態について、国会での共産党とのやりとりに対し橋本首相は、「周辺事態において、我が国が後方支援地域等の対外協力を行うか否か、いかなる協力を行うかについては、国益確保の観点から我が国が主体的に判断する」と答えているので、我々はそれを信用している。

○花岡委員

基地連絡協議会から、平成9年12月2日に政府に対して「新たな日米防衛協力のための指針の具体化にあたっての地方公共団体の意向の尊重について」という文書が出されているのは知っているか。

○総務部長

中身は承知していないが、そのような要請があったのは知っている。

○花岡委員

この文書の中では「周辺事態の対応として協力の対象となる機能・分野とその項目例が40項目にわたり示されたが、この新ガイドラインの具体化はその内容次第によっては住民生活や地域経済活動に少なからぬ影響を及ぼすものと考えられる。よって政府においては基地を抱える地方公共団体の実情を理解し、この新ガイドラインの具体化に向けての検討にあたっては適切な情報提供に努めると共に地方公共団体の意見を聴取し、その意向を十分に尊重すべき」となっているが、このようなものを出さなければならないほど今、地方公共団体の意志を無視してものが進められる危険があるということではないのか。

○総務部長

確かにそのようなことになっていくといろいろ心配はあると思う。

○花岡委員

低空飛行の問題、軍艦入港の問題等、今までの日米間のルールが無視されてきている。

そのような意味で地域住民の安全性を考えた時に、新ガイドラインは非常に厳しいものであり、憲法の範囲内、あるいはあまり変わっていないというのは認識不足ではないのか。

地域住民の生活を守る立場からもっと積極的に研究し、議論すべきと思うがどうか。

○総務部長

地域に係わる問題なので、国会の動き等を見ながら研究していきたい。

○花岡委員

国の顔色を伺うのではなく、地域住民の立場に立って判断するのが本当の地方分権であると思う。

陳情第67号「『定住外国人の地方参政権』の意見書の見直し方等について」

最高裁の判決に基づき平成7年第2回定例会に全会派一致で意見書が可決されたが、最高裁の判決の中身を示せ。

○(選管)事務局次長

国内に永住する外国人に参政権が認められていないのは憲法違反だということで、大阪の在日韓国人が選挙人名簿への掲載を求めた訴訟で、最高裁が平成7年2月28日に「憲法は地方自治体が国内永住者等自治体と密接な関係を持つ外国人に選挙権を与えることを禁じているものではない」との憲法判断を示したため、それを受けて大韓民国国民団から定住外国人に対する地方参政権に関する陳情が提出され、平成7年第2回定例会に採択されて意見書を出したという経過になっている。

○花岡委員

最高裁の判決としては、国民とは日本国民であり国政には関与はできないが、地方自治体は地方行政を進めるにあたり選挙権を付与するかどうかについては各自治体の判断で良いというものか。

○(選管)事務局長

選挙権については、現行法上日本国民であるほかにもいろいろな条件があるが、外国人であっても帰化すれば日本国民となるので、参政権も保証されるということになる。

○花岡委員

平成7年に最高裁の判決を受けて全会派一致で出した意見書を取り下げるよう求めたこの陳情は、憲法に照らしても最高裁の判決に照らしても妥当ではないと思うがどうか。

○(選管)事務局長

平成7年の陳情は在日本大韓民国民団北海道小樽支部から出されたものであるが、今回は定住外国人の総意ではないということで在日本朝鮮人総聯合会北海道本部から陳情が出されたものである。

○花岡委員

どこの団体が出したという問題ではなく、憲法や最高裁の判決等の基準で考えるべき問題である。

陳情第68号「小樽港に入港する外国艦船に対する非核証明を求める措置方について」

小樽港に核積載可能艦が入港したことはあるか。

○(総務)総務課長

可能かどうかについて調査はしていないが、核を載せているかどうかを領事館に確認している。

○花岡委員

領事館に口頭で核を積んでいるか確認していたのを、今後は文書で照会し文書で回答をもらうようにするとのことであるが、中身は結局同じではないのか。

○(総務)総務課長

回答をもらってみなければ分からない。

○花岡委員

安保が結ばれてから半世紀近くたっているが、その間一度でも事前協議はあったのか。

○(総務)総務課長

小樽港に入港する際には我々も領事館等に確認している。日本としての事前協議については確認していないが、先日の読売新聞に、「事前協議はなかった」という記事が載っていたのは承知している。

○花岡委員

ベトナム戦争や湾岸戦争もある中で、事前協議の対象になっていながら協議されなかった。核兵器の日本への持ち込みも含め事前協議の対象になっていることについて、アメリカは一切秘密で行ってきたということではないのか。

○(総務)総務課長

国のことなので確認はできていない。

○花岡委員

核兵器が日本に持ち込まれたり通過したりしていることはアメリカの文書等により明らかになっているが、事前協議はされていないのが実態であり、それを確認するのが「神戸方式」である。文書で回答を求めるのであれば、併せて非核証明書の発行も求めるべきではないのか。

○総務部長

従来と違い文書で確認するので、証明に代わるものと考えている。

○花岡委員

証明に代わるものと考えるなら、核兵器を積んでいないことを明確にする形の文書にしてほしい。

陳情第69号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書提出方について」

核弾頭の削減が叫ばれており若干少なくなっているようであるが、現実には世界中にまだ3万発の核兵器があると言われている。この陳情は核兵器を廃絶するための国際条約を一日も早く結ぶべきというものである。小樽市議会においても、昭和57年に核兵器の全面撤廃を求める意見書を可決しているが、核兵器廃絶の思いは党派を超えて共通していると考えている。

サッカーくじ法案について

今回参議院で可決され衆議院へ回されたが、修正部分についての見解とサッカーくじそのものに対する見解を示せ。

環境ホルモンの有害性物質について

学校給食や病院給食の容器等に環境ホルモン溶出のおそれがあるものは使われているか。

○教育長

サッカーくじについては昨年の5月に衆議院を通過し、今年の3月に参議院の委員会で可決されたとのことである。修正点としては、児童・生徒に悪影響がある場合、文部大臣がくじの実施を停止できる、八百長防止を強化するため、選手・監督等の収賄の処罰規定を設ける、収益について国の取り分を2分の1から3分の1に減らし、残りの額を地方自治体とスポーツ団体で折半する、くじ収益の使途について国会への報告を義務付ける等であると聞いている。私個人の意見としては、19才以上とはいえ、児童・生徒への悪影響が心配されるので、この問題については賛成できない。

○学校給食新光調理場長

学校給食においては米飯給食の食器に使用している。

○花岡委員

今回のサッカーくじの修正について、競馬や競輪等にも必ず、違法があった場合など実施の停止を命じることができるなど、同様の文言がある。このことはサッカーくじはギャンブル性が強いと自ら証明するものである。全国のPTA連合会も明確に反対しているので、教育委員会としても積極的にかかわってほしい。

また、米飯給食の容器については影響があることが明らかになっているが、今後どう対応するのか。

○学校給食新光調理場長

現在、道教委で食器使用の見直しを検討しており、我々も国や道の動向を見極め、結果が出次第検討したい。

○佐々木(勝)委員

小・中学校の適正配置について

行革の中で「教育効果を考慮し」適正配置を行うとあるが、具体的にどのようなことを指すのか。

○教育長

児童・生徒が減少したことにより、互いに切磋琢磨する機会がなくなるということで、人間的なふれあいの機会を増やしたいということである。また、免許外担当が増えるので、少なくとも専門教科でもう少し免許外担当を解消したいというものである。

○佐々木(勝)委員

21世紀プランの中では、学校適正配置の検討について、「『ゆとり』と『うるおい』のある教育環境の整備・充実」と位置づけている。数の増減だけで考えるのではなく、このようなものを追求した形で整備を進めるべきと思うがどうか。

○教育長

学校の数合わせということではなく、通学区の見直しによって児童・生徒の通学条件が悪化することがないように、教育条件の改善や「うるおい」「ゆとり」に留意しながらこの計画を進めたいと考えている。

○佐々木(勝)委員

生涯学習について

同じような意味で「生涯教育」という言葉も使われている。その他にも少子化対策とエンゼルプラン、老人保健福祉計画とゴールドプラン等、重なり合った政策が互いにかかわりをもちつつも独立して進んでいる。まず、生涯学習と生涯教育との違いを示せ。

○教育長

生涯教育は行政がいろいろな教育機会を準備することに力点を置いている。その後、学習する立場の青少年・主婦等が学習機会を選択し、自分たちで学ぶというのが生涯学習である。また、従前「学社協働」という考え方として、学校教育と社会教育が互いに協力しあって生涯学習を進めるという考えがあったが、最近では「学社融合」として、社会教育と学校教育が融合する形で進めるようになっており、そのシンボルとして学校週5日制における休日の施設利用等についても焦点が置かれてきている。

○佐々木(勝)委員

生涯学習、学校週5日制、エンゼルプラン、ゴールドプラン等を組み合わせながら一体となったまちづくりを進めるべきであるが、重なり合った施策をどう整理するのかが不明瞭である。これらについて今後どう整理していくのか。

○企画部長

総合計画について、今回36の政策分野に分けたが、確かに内容的に重なる部分はあると思う。その意味で今後の計画の推進にあたっての進行管理は非常に重要であり、市教委や総務を含め小樽市としての一体的な進行管理について、企画部が窓口になって進めていきたい。生涯学習についても単に社会教育の延長ではなく、小樽市全体として関係部局と連携をとって企画部を窓口に進捗管理を行いたい。

○佐々木(勝)委員

学校給食について

学校給食課新設の理由を示せ。

○学校教育部長

現在学校給食にかかわるセクションとしては、学務課、新光・オタモイ両共同調理場の3つがある。学務課が中心になりながらも現場としては調理場という形であったが、衛生管理を含め体制強化を図る意味で、新光共同調理場の中に学校給食課を設置し、現場と一体となって進めていくというものである。

○佐々木(勝)委員

検討委員会で諮問している内容と関連はあるか。

○学校教育部長

今回検討委員会で諮問しているのは、施設改善や給食内容充実に向けての取り組み等である。答申はまだ出ていないが、それらも含めた形で体制強化や今後の課題整理に努めたい。

○佐々木(勝)委員

環境部や保健所が係わる部分等もあると思うが、それらも含めた研究や情報収集もできる機関にするということか。

○学校教育部長

基本は学校給食に関する取り組みであるので、関係部局との係わりも出てくると思うが、今後将来に向けての課題解決に積極的に取り組んでいきたい。

○佐々木(勝)委員

放課後児童対策について

21世紀プランを見ると、放課後児童対策は市民部の青少年関係の部分に記載されている。しかし現状として学校の余裕教室を利用しているケースが多いと思うが、今後の基本的な方針として余裕教室を充実させるつもりなのか、それとも専用の施設等本来あるべき姿を求めていくのか。またその場合、所管は市民部か、それとも社会教育部か。

○社会教育部長

放課後児童対策は基本的には市民部で対応しているが、学校に設置してほしいという要望があった場合は教育委員会としても連携をとっているところである。確かに現在、全国的な流れを見ても余裕教室を利用しているケースが多い。小樽市の現状としても、学校の余裕教室を利用する以外に開設の見通しはたっていないが、これが基本的な考えということではない。今後、さらに検討し、地域住民の要望に沿った形で進めていきたい。

○佐々木(勝)委員

平成9年度の出火状況について

出火件数と原因を示せ。

○(消防)予防課長

出火件数は115件であり、前年度と比較し42件増で158%となっている。焼失面積は3,628㎡で前年度と比較し936㎡増で135%である。損害額は1億8千万円程度であり前年度比162%、死者は11人で367%、負傷者は15名となっている。

原因としては、放火及び放火の疑いのものが37件で一番多く、次いでたばこによるものが18件となっている。

○佐々木(勝)委員

今年になって件数が増えており、また原因として以前はたばこ火が一番多かったと思うが、様変わりしたことにについて、背景や原因等をどう分析しているか。

○(消防)予防課長

昨年は連続放火事件があり、犯人の逮捕以降は放火件数も減ったが、放火の背景等については今後研究したい。

○佐々木(勝)委員

放火についてもっと分析し、自分の家は自分で守る、燃えやすいものは外に置かない等、放火の予防対策をもっと啓蒙するとともに、避難訓練等を日常的に行うようにすべきと思うがどうか。

○消防署長

放火対策として、家の周りに燃えやすいものを置かない等も含め、各町内会長や各関係団体へ協力依頼をし、精神面・ハード面ともに対策を進めているところであり、今後も同様に進めていきたい。

○斉藤委員

高速道路銭函インターの改修に伴う市道の整備について

経過を示せ。

○(企画)佃主幹

平成8年に銭函高架橋が国道5号をまたぐ形で建設され、銭函インターが道道小樽石狩線とつながったが、それに伴い交通量が非常に増えており、また今後も増加することが予想されている。交通量が増えると、現在Y字型になっている道路では交通事故が起こる可能性があるということで、これをトランペット型にして、道路のぶつかる位置を変更することで交通安全を図りたいとのことである。また、現在朝里に除雪センターがあり、ここで銭函方面の除雪を行っているが、除雪の基地を銭函に移し除雪の効率化を図りたいということであり、これら2つの理由により改修を考えているとのことである。市の方には、現在のインターを拡大し、エリア的に広くする中で市道の

つけかえの工事が必要になるということでＪＨ（日本道路公団）から話がきている。

○ 斉藤委員

今回の市道の整備は、本来であればＪＨがお金を出して整備していくべきと思うが、全道で初めて自治体負担が発生するかもしれないとも聞いている。それらの調整は通常の市道整備と違ってくるため、事前の整理が複雑になるように思うが、そこに留意して事業を進めて欲しいがどうか。

○ (企画) 佃主幹

現況の市道は、場所によっては４～５メートルという狭い幅員になっており、形状としても曲がりくねっている現状である。インターの改修にあたっては、市道のとりつけ、さらには銭函の高架橋の道道としての位置づけもあり、道・小樽市・ＪＨの３者による協議があり、自治体の負担という話もその中で確かに出ているが、これについては市の厳しい財政状況も話しながら協議を進めており、今後も負担の少ない形でやってほしいということで話をしていきたい。

○ 斉藤委員

きちんと整理し、小樽市として主張すべきところは道に対してもＪＨに対してもはっきり主張して欲しい。

一時借入金について

調達する際の仕組みを示せ。

○ 財政課長

各部にお願いし毎月の収入・支出の見込みを出してもらい、その中で資金繰りをするようになるが、一定の期間に資金が不足することが分かった場合、財政課の担当主査が、見積もり合わせとして各金融機関に一定の金額・期間であればどの程度の利率になるかを照会することになる。その結果どの金融機関からどのような条件で借りるかを最終的に財政課で協議し決定している。

○ 斉藤委員

ルールはあるのか。また、資金需要はいつの時点で分かるのか。

○ 財政課長

概ね５億円程度１カ月程度以上の場合、見積もり合わせで対応している。また、数日間という短期のもの、あるいは歳入の動向によっては繰り上げ償還がありえるもの等については指定金融機関を中心をお願いしている。

○ 斉藤委員

都市銀行と地元の金融機関の格差を認めて対応すべきである。経済部では協調倍率の変更等をしてもらったが、一時借入金のルールも決めるべきではないか。例えば地元金融機関に、一定期間一定額を借りて繰り上げ償還をしないといういわゆる「ベタ借り」で３カ月お金を寝かしてやり、その他を都市銀行で対応する。いろいろ資料を見ていると２０億円程度をベタ借りで借りてもいい時期がある。都市銀行と地元金融機関の体質の違いがあり、それらを地元の金融機関に寝かしてやることは効果的だと思うがどうか。

○ 財政課長

確かに地元金融機関を側面から援助する考えはあるが、我々は１日平均１００億円程度の借入れをしているため、できるだけ金利負担の少ないものを調達したいと考えている。その中で「ベタ借り」するののも一つの方法であるが、極力歳入・歳出の動向を見て区切りながら必要な金額を運用しているところである。地元金融機関の状況については別の角度で考えなければならない問題と思っている。

○ 斉藤委員

一番金利負担の少ないものと言うが、年間の資料を見ると必ずしもそうっていないこともある。ケース・バイ・ケースなので市の資金運用すべてが悪いとは言わないが、現在は言わば担当者の「勘」で進めており、担当者が変わればやり方も変わってしまう。そろそろ一定のルールを作る時期ではないのか。

○財政課長

確かに担当主査が中心になって進めているが、最終的には私も含め課内で検討して決めているので、一人の担当者の意見で決めている訳ではない。ルール化については、各金融機関の意見を聞いても、短期プランであれば良いというところと短期プランは厳しいというところがあり、金額・期間についてもいろいろ意見が出てきているので、十分耳を傾けていきたい。

○斉藤委員

地元金融機関と都市銀行には資金の調達方法に違いがあり、都市銀行はオーバーローンの状態になっている。平成8年度で言うと1月24日から4月4日の71日間は「ベタ借り」で10億円を借りてもレートは変わらない。また、今年の1月1日から3月26日までの85日間で20億円を借りてもいいはずである。それをバラバラで貸し借りしているようであるが、突然の資金の出し入れがあると地元金融機関は資金運用を崩さなければならないため、非常に厳しいと思うがどうか。

○財政課長

確かに突然の貸し借りがあると金融機関の資金繰りも大変になると承知はしているが、そのような部分については指定金融機関にお願いしている。「ベタ借り」については、現在のところ金利負担を少しでも減らすためこまめに資金運用を行っているが、地元金融機関の支援という方向については我々も研究したい。

○斉藤委員

10億円、20億円の話をしているが、例えば昨年10億円を71日間借りたのを、仮に今言った形で借りた場合、差額として市が余計に持ち出す分は名目で22万円であり、都市銀行からの借入等の分を相殺するとおそらく10万円台になる。10万円を市で持ち出せば地元金融機関は楽になる。今年は85日間20億円借りられるが、持ち出し金額は名目で10万円、実質は5～6万円である。このわずかな持ち出しは、地元金融機関の資金運用にプラスになり、また、金融機関にとって市への貸し出しは貸し倒れがなく優良貸付であるため、経営が安定し、結果としてプロパー資金の貸し出しが円滑になる。景気対策として10万円を持ち出すのはおかしいことではないと思うがどうか。

○財政部長

今のやり方が決してベストではないが、できるだけ低利なものということで協議しながら借入れをしており、一方で地元金融機関を地元企業として捉えることも必要だというジレンマの中で資金運営をしているが、今後もいろいろな観点から協議し、よりよい方向に持っていきたいと考えている。

○斉藤委員

例えば信金・信組クラスから1億円を借りて27日で返す場合、1日の利息は4千円程度であるが、金融機関はおそらく1カ月運用をしているので、それ以上に損をしているはずである。これは民間企業であれば金融機関から敬遠されることであり、やはり借りたら一定期間返さない等のルール化は必要と思う。

また、今後の金融情勢の中で、都市銀行が今までのように常に一時借入金に应运ってくれるかは疑問であり、その意味でも地元金融機関のことを考慮すべきと思うがどうか。

○財政部長

指摘の点については財政部でも協議しており、取引銀行のあり方等についても検討しているので、今後も十分注意していきたい。

○斉藤委員

資金繰りは突然狂うものなのか。

○財政課長

支出については原部からの見込み額と狂うことは少ないが、収入については道・国を含め2～3日の範囲での大

きな変動はかなりの頻度で起こり得るものである。

○ 斉藤委員

2～3日であれば最初から5日ずらす等も研究してほしい。

指定金融機関について

今後どう考えているのか。

○ 出納室長

現在のところまだ銀行は決まっていない。今後検討していくことになっている。

○ 斉藤委員

指定金融機関の要件にはどのようなものがあるのか。

○ 出納室長

要件としては、

地方公共団体からの預金の受け入れができること。

地方公共団体の預金口座へ第三者からの振込を受領できること。

地方公共団体が当該金融機関を支払人とする小切手を取り出すことができること。

口座振替の取り扱いができること。

手形交換所における手形交換に参加できること。

隔地の債権者に対して送金手続ができること。

となっている。

○ 斉藤委員

それであれば銀行ならどこでもできる。イメージとしてどのような金融機関が指定金融機関の責務を果たせると考えるか。

○ 出納室長

為替の取引ができない郵便局は指定金融機関になれないが、それ以外の金融機関はどこでもできる。

○ 財政部長

公金を取り扱うので、信頼性が高い必要がある。また、多くの指定指定代理金融機関を総括する役割を果たせること、店舗数等において、十分市民に便宜が図れること等が挙げられると思う。

○ 斉藤委員

現在、引き合いはあるか。

○ 出納室長

2行ほど要請がある。

○ 斉藤委員

例えば拓銀が北洋銀行に譲渡されても、実際にはかなりの部分を拓銀の行員が移ってやらなければならないと思う。都銀とその他の金融機関の違いは無担保運用ができるかどうかであり、無担保で100億円を運用できるノウハウは都銀にしかないと思う。2行の引き合いがあるとのことなので、金融機関と時間をかけて協議を続けてほしい。

○ 見楚谷委員

学校給食について

新光・オタモイ両共同調理場が近いうちに統合するような話もあるが、検討している内容を示せ。

○ 学校教育部長

昨年１０月に学校給食検討委員会を設置して、２つの共同調理場の老朽化に関する問題等についても諮問しているが、今後それらを踏まえた形での答申が出されると思うので、それを受けて検討したい。

○見楚谷委員

もし両共同調理場が統合となった場合、現在７つある単独調理校もある程度組み込む予定なのか。

○学校教育部長

そのことも含め各単独調理校の老朽化や衛生管理の問題等も諮問している。ただ、すべての調理場を統合すると１日当たりの供給食数は１万２，０００食から１万３，０００食になるが、文部省でも大規模な調理場はいかななものかという声も挙がっており、それらも視野に入れて検討したいと考えている。

○見楚谷委員

現在、社会福祉協議会で進めているお年寄りの給食サービスについても、町内会長が個別に配達しているような現状である。分野は違うが、学校給食と一緒に取り組むような考えはないか。

○学校教育部長

道内各市の状況についても調査しているが、現状の施設で言うとメニューの問題や食器の問題もある。今後の施設改善の中ではそれらも視野に入れて検討していかなければならないと考えている。

○見楚谷委員

排出される生ゴミの堆肥化等についても組み込む形で進めてほしい。

学校の焼却施設について

現在ダイオキシン発生の問題があるため使用できないことになっているが、撤去はされたのか。

○(学教)施設課長

昨年の１２月２６日から使用していないが、まだ撤去はされていない。

○見楚谷委員

子供たちがいたずらする可能性もあるので、未然に防ぐ意味でも早急に撤去してほしいがどうか。

○(学教)施設課長

新年度から取り組みたい。

○見楚谷委員

消防署・所の適正配置について

２１世紀プラン基本計画に盛り込まれているが、将来的にどう考えているのか。

○(消防)総務課長

現在、部内で検討委員会を設け平成１０年度中の策定を目途に検討しているところである。まだ具体的には定まっていないが、非常に重要なので慎重に取り組んでいるところである。

○見楚谷委員

適正配置というのは署・所が減るということか。また、職員もそれに伴い減らすのか。

○(消防)総務課長

職員数についてはまだ検討中であるが、適正配置計画の中で慎重に取り組んでいるところである。

○見楚谷委員

減らすとなると、２１世紀プランの中の消防体制の充実等と矛盾しないのか。

○(消防)総務課長

現在の出張所の管制塔は建築後２０年以上経過しているが、その間、通信手段・装備等の機動性能向上が図られている。また、出張所の補完体制についても進んでおり、市の人口動態にも応じた消防体制について、道内類似都市の状況も踏まえ検討していきたい。

○見楚谷委員

消防団の装備充実について

21 世紀プランの中で消防士と消防団が互いに協力し消火・防災に努めることとなっているが、常備消防と同レベルの装備をするということか。

○消防団本部長

消防団は地域住民の生命や財産を火災から守るという大きな目的を持っている。平成 7 年までは消防団は消防警戒区域の徹底等、後方支援的な業務を行ってきたが、平成 8 年からは積極的に活用しようということで火災現場でも活動するようにした。さらに一歩踏み込んで、団として何ができるか協議し、業務の内容によって何が必要か詰めていきたい。

○見楚谷委員

消防団員の平均年齢を示せ。

○消防団本部長

平均年齢は 48 才であり、道内主要都市と比較しても特に高いわけではない。

○見楚谷委員

ここ数年の消防団の年間予算を示せ。

○消防団本部長

単位：千円

	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度
年間予算	89,369	86,542	87,976
(装備関係予算)	200	460	――

平成 10 年度の装備関係予算も大体同額程度と考えている。

○見楚谷委員

消防団は各町会の後援会の人にお願ひし、装備充実のために奮闘しているが、現在の経済情勢悪化のことも考えると、市としても団に予算を回していくべきと思うがどうか。

○財政部長

今まで消防団から要請はなかったが、今後、団から要望があれば十分協議したい。

○消防団本部長

消防団は自分の地域は自分で守るという伝統があり、町内会と信頼関係をもってやってきているので、連絡を取り合って進めてほしいと考えている。

○見楚谷委員

現在の経済不況の中、年々後援会費も下がってきているので、消防団が何も装備できなくなることはないよう、留意してほしい。

救急救命士の充実について

新年度の予算を見ると救急救命士の充実の予算がないように思うがどうか。

○(消防)警防課長

現在 10 名の救命士があり、2 台の高規格救急車を運用している。確かに平成 10 年度は予算計上していないが、平成 11 年度以降に計画的に要請したいと考えている。

○見楚谷委員

1 台の救急車に必要な救命士は 4 名でよいか。

○(消防)警防課長

現在10名を片番5名ずつということで、手宮・花園両出張所に配置し、24時間出動できる体制をとっている。

○見楚谷委員

もう1台高規格救急車を配備すれば小樽市の救急体制は万全という形になると思うが、3台目の高規格救急車についてどのように考えているか。

○(消防)警防課長

昨年12月に2台目を運用したが、当面現体制で続けていきたいと考えている。

○見楚谷委員

現在2台で小樽市内を網羅できているのか。

○(消防)警防課長

現在手宮・花園両出張所に配置している。銭函地区においては、特に必要があれば市内から出動する体制をとっているが、24時間対応可能である札幌病院もあるので、それらも含め対応しているところである。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時40分

○委員長

これより一括討論に入る。

○花岡委員

請願第91号について

新ガイドラインは戦争マニュアルと言われるほど今までのガイドラインとは質的に異なり、まさに日本全体を自動参戦方式で戦争に巻き込む危険なものであり、憲法をなし崩しに変えていこうというものである。この見直しをストップさせてほしいというこの請願の願意は妥当である。

陳情第68号について

これまで「神戸方式」の採用を求めてきたが、市は事前協議を盾にこれを認めようとしなかった。しかし事前協議そのものがされていないことも明らかになっており、「神戸方式」を採用すべきというこの陳情の願意は妥当である。

○委員長

討論を終結し順次採決する。

まず、陳情第67号については、採決の結果、賛成者がいなかったため不採択と決定。

次に、請願第91号、陳情第68号については、採決の結果、賛成少数により不採択と決定。

次に、議案第45号、陳情第9号、第21号、第42号については、採決の結果、議案は可決、陳情は継続審査と、いずれも賛成多数により決定。

次に議案第28号、第30号、第32号については可決、陳情第69号は採択、陳情第50号及び所管事項の調査については継続審査と、いずれも全会一致で決定。

散会宣告。